

豊島区介護予防・日常生活支援総合事業介護・介護予防通所事業

デイホーム南池袋
重要事項説明書

社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑

豊島区介護予防・日常生活支援総合事業介護・介護予防通所事業

デイホーム南池袋 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して豊島区介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人 敬心福祉会
設立年月日	平成8年2月15日
代表者	理事長 小林 光俊
法人所在地	〒157-0064 東京都世田谷区給田 5-9-5
電話番号	03-3307-1165
FAX 番号	03-3307-1140
ホームページ	http://www.keisinen.or.jp/

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階の一部分
建物の延べ床面積	479.90 m ²

併設事業の種類	事業名称
通常規模型通所介護	デイホーム南池袋
認知症対応型通所介護	
介護予防認知症対応型通所介護	
特別養護老人ホーム	池袋敬心苑
併設型短期入所生活介護（含介護予防）	
障害者支援施設	雑司谷
身体障害者短期入所事業	
地域活動支援センター	雑司谷デイサポートセンター
居宅介護支援事業	ふくろうの杜介護保険サービス
地域包括支援センター（豊島区委託）	ふくろうの杜高齢者総合相談センター

3. 事業の説明

(1) 事業所の種類

当事業所は社会福祉法人 敬心福祉会 介護老人福祉施設「池袋敬心苑」に併設されています。

事業所の種類	指定年月日	指定番号	サービス開始日
豊島区介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所事業	令和3年4月1日	第1371602432号	令和3年4月1日

(2) 事業所の名称等

事業の名称	デイホーム南池袋
事業所の所在地	〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-7-8
代表者	施設長 齋藤 隆弘
管理者	主任 嶋田 恭恵
電話番号	03-5958-1206
FAX 番号	03-5958-1209
ホームページ	http://www.keisinen.or.jp/ikebukuro/

(3) 当事業所の基本理念と目的・運営方針

① 基本理念と目的

要支援、要介護状態となっても、ご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者とご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

② 運営方針

- ・充実した個別援助を提供するため、池袋敬心苑全体が濃密な連携を図る。
- ・地域において信頼されるサービスを提供するため、職員の資質の向上に努める。

(4) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後6時00分
サービス提供時間	午前8時45分～午後5時30分

(5) 通常の事業の実施地域

豊島区：南池袋1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、目白1～4丁目、高田(1～3丁目の一部地域)、東池袋2～5丁目(1丁目の一部地域)、西池袋1～5丁目、北大塚2～3丁目、南大塚3丁目とし、上記に隣接する地域及び他区への送迎は相談に応じさせていただきます。

(6) 職員の配置状況

職 種	業務内容	配置人数
管理者	管理業務	1名
生活相談員	相談・調整業務	2名
看護職員	看護業務	1名
介護職員	介護サービス提供業務	6名
機能訓練指導員	機能訓練業務	1名

4. サービス概要

通常サービス（基本利用料でのサービス）

(1) 食事介助

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、必要に応じ介助致します。（食事の提供は任意です）

昼食時間は12時～13時とします。

(2) 排泄介助

ご利用者の状況に応じ、適切な介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。

(3) 運動機会

ご利用者の心身等の状況に応じた体操プログラムを提供し、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(4) 趣味活動

趣味活動は他者との交流の機会とし、他者交流の活性と生活意欲の向上をはかり、生活の楽しみを増やすことを目指します。現在は、手芸・園芸・書道・紙細工・ゲーム等を実施しています。

(5) 健康チェック

血圧・体温測定等により健康状態を把握しサービスを提供します。

(6) 送 迎

ご自宅と事業所間の送迎を行います。

(7) 相談援助

当事業所は利用者及びそのご家族からの如何なる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

5. ご利用料について

「デイホーム南池袋 重要事項説明書 ご利用料金別表 3」にて説明致します。

6. ご利用料金のお支払方法

毎月 25 日までに前月分の請求書を送付させて頂き、月末に前月分利用料金の引落としとなります。お支払いは原則、ゆうちょ銀行またはみずほ銀行口座よりの引落としとなります。ご希望により銀行振り込みの方法もごございます。その場合、振込手数料はご利用者負担となります。

7. キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更をされた場合、利用予定日の前日の 17:30 までに申し出がないと、キャンセル料として昼食・おやつ代の料金がかかります。ただし、ご利用者の緊急の通院等の正当な理由がある場合には、この限りではありません。

8. 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、環境等を勘案し、必要な援助を行います。

9. サービス提供における事業者の義務

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を策定し、定期的に避難・救出等の必要な訓練を行います。
- (3) 提供したサービスの記録は 2 年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧することができます。
- (4) ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- (5) サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

10. サービスのご利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

- ① ご利用者は事業の利用にあたり、他者に対し、迷惑を及ぼすような物は持ち込むことができません。
- ② 貴重品や現金は当事業所では保管・管理等いたしません。また、紛失等の責任は一切負いません。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ① 事業所内の設備や備品は、その本来の用途に従ってご利用ください。
- ② ご利用者は予め決められた場所以外での喫煙・飲食はできません。
- ③ 当該事業所の職員や他のご利用者に対して宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 通常規模型通所介護の対象者であっても、次のいずれかに該当する利用者または、ご利用申込者へのサービス提供はお断りする場合があります。

- ① 著しい精神症状を伴う場合。
- ② 著しい異常行動がある場合。

(4) (3) に該当するご利用者又はご利用申込者に対して必要なサービスを提供することが困難と認められた場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

(5) その他

- ① 決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
- ② 飲食物の持ち込みについては、感染症予防の観点から原則お断りさせていただきますが、処方された栄養補助剤や未開封の市販品について等やむを得ない事情がある場合はご相談下さい。この場合であっても、時季や感染症対策の一環として、持ち込みを制限させていただくことがあります。

11. 高齢者虐待の防止

ご利用者に対する人権擁護・虐待防止のために、「虐待の未然防止」、「虐待の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催を行います。
- (2) 虐待防止のための指針の策定や見直しをすることで適切な支援の実施に努めます。
- (3) 虐待の防止のために従業者に対する研修を実施いたします。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置いたします。

12. 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。職員の健康管理を徹底し、職員・ご利用者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生管理の徹底に努めます。

13. 感染症・災害対策の強化について

感染症予防・災害対策を目的とした委員会を開催し、指針の整備や研修の企画・実施、さらに訓練等を定期的に行うことで、不測の事態が起きた場合でも必要なサービスが継続的に提供出来る体制作りを努め、事業継続に向けた取り組みを強化していきます。また、地域の社会資源の一部としての役割を意識し、地域との連携に努めていきます。

14. 事故発生時の対応について（賠償責任、保険会社：あいおいニッセイ同和損保）

サービス提供にともなって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。重大な事故の場合には保険者に事故報告書を提出します。

15. 個人情報の保護について

事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号第6条及び第8条)」及び、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成17年9月15日)」ならびに社会福祉法人敬心福祉会が作成した「個人情報の保護に関する規程」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

16. 秘密の保持について

従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を定めた「個人情報保護に関する誓約書」を結び、従業者と雇用契約をします。

17. 実習生等の受け入れについて

福祉人材育成・後進育成を目的として、各学校の実習要綱に沿って、実習生の受け入れをしています。職員の見守りのもとで、身体的介護を含む直接処遇や、傾聴やご利用者本人の情報についての聞き取り等行うことがありますのでご了承下さい。併せて実習による事故防止や個人情報の取り扱いについて徹底して参ります。

18. 地域住民や学生等のボランティアの受け入れについて

趣味活動の多様化や地域活動の場の提供、世代間交流等地域の方々との交流機会を増やすことで、ご利用者へのサービス提供の質の向上や開かれた事業所を目指す為、ボランティアや学生の受け入れをしています。

19. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、従業者等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし業務の執行体制についても検証、整備します。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年1回以上

- (2) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬心福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

- (3) 事業所は、事業運営における具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が、ご利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的として第三者評価を受審します。

評価機関名	株式会社	福祉規格総合研究所	最終評価日	令和7年1月6日
-------	------	-----------	-------	----------

20. 苦情受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

苦情解決責任者	齋藤 隆弘
苦情受付窓口	嶋田 恭恵
受付時間	月曜日 ~ 土曜日 8:30 ~ 17:30
連絡先 (電話)	03-5958-1206
連絡先 (FAX)	03-5958-1209

- (2) 行政機関、その他苦情受付期間

ふくろうの杜高齢者総合相談センター	所在地 豊島区南池袋 3-7-8 電 話 03-5958-1208 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30 土曜日 8:30～16:30
豊島区介護保険課相談グループ	所在地 豊島区南池袋 2-45-1 区役所 4 階 電 話 03-3981-1318 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)
東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課	所在地 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電 話 03-6238-0177 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

私は本書面により、社会福祉法人敬心福社会 デイホーム南池袋 で提供される豊島区介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所事業に関する重要事項について説明をしました。

説明日

令和 年 月 日

説明者

事業者名 社会福祉法人 敬心福社会 デイホーム南池袋
事業者番号 指定番号（東京都 1371602432 号）
住 所 〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3 丁目 7 番地 8 号

代表者氏名 施 設 長 齋 藤 隆 弘 (印)

説明者氏名 生活相談員 近 野 憲 司 (印)

私は上記説明日に於いて、説明者から説明を受けました。

ご利用者

住 所

氏 名 (印)

(代筆 :)

ご家族

(または代理人)

住 所

氏 名 (印)

(続柄 :)

